

連 絡 事 項

1. 東日本大震災後の対応について

(1) 東日本大震災に伴う利用者負担等減免措置に対する財政支援の継続について

○ 東京電力福島第一原子力発電所の事故により設定された避難指示区域等に居住していた者（他市町村に転出して避難している者を含む。）の利用者負担や介護保険料の減免に対しては、被保険者の経済的負担の軽減及び保険者の制度運営の安定化を図るため、保険者が行った減免に要する費用に対して財政支援（補助）を行っているところである。

平成 26 年度については、避難指示の区域指定が継続している帰還困難区域等においては、昨年度と同様の財政支援を継続することとし、既に区域指定が解除されている旧緊急時避難準備区域等においては、平成 26 年 10 月以降は、上位所得者を除き、財政支援を継続することとしている。ついては、管内市町村に対して、対象者及び事業所への周知徹底をお願いしたい。

	保険料減免	利用者負担免除
帰還困難区域等（注 1）	最長 27 年 3 月まで実施	最長 27 年 2 月（サービス提供分）まで実施
旧緊急時避難準備区域等（注 2）	最長 27 年 3 月まで実施 ただし、10 月以降は上位所得者を除く。（注 3）	最長 27 年 2 月（サービス提供分）まで実施 ただし、10 月以降は上位所得者を除く。（注 3）

（注 1） 帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、特定避難勧奨地点

（注 2） 旧緊急時避難準備区域（南相馬市、田村市、川内村、檜葉町、広野町）、特定避難勧奨区域（伊達市）

（注 3） 上位所得者とは、高額療養費制度の上位所得者を判定基準とした医療との整合を図り、被保険者個人の合計所得金額が 633 万円以上のもの

（参 考）

		帰還困難区域等	旧緊急時避難準備区域等
国保 後期高齢者 介護	窓口負担 保険料	10/10 支援 (予算 8/10、特調 2/10) ※	10/10 支援 (予算 8/10、特調 2/10) ※ ただし、10 月以降は、上位所得層は対象外とする。
被用者保険	窓口負担	財政力に応じて 0/3～3/3 (予算措置)	財政力に応じて 0/3～3/3 (予算措置) ただし、10 月以降は、上位所得層は対象外とする。

※介護は予算で 10/10

(2) 介護施設等の災害復旧について

東日本大震災で被災した介護施設等の復旧・復興に向けた支援については、平成25年度当初予算（東日本大震災復興特別会計）で、災害復旧費補助金として29.7億円を確保しているところであるが、復興の加速化を図るため、平成25年度中に着工可能な施設等については、前倒して支援するという観点から、平成25年度補正予算案で29.1億円を計上したため、今通常国会で平成25年度補正予算案が成立した暁には、当該予算を積極的に活用されたい。

また、平成26年度予算案（同特別会計）においても、災害復旧費補助金22.6億円を計上したため、平成26年度に着工予定の災害復旧事業については、こちらをご活用いただきたい。

○ 介護施設等の災害復旧

平成26年度予算(案) 22.6億円
(平成25年度補正予算(案) 29.1億円)

(社会福祉施設等災害復旧費補助金<東日本大震災復興特別会計>)

1. 概要

東日本大震災で被災した介護施設等のうち、各自治体の復興計画で、平成26年度に復旧が予定されている施設の復旧に要する費用について、財政支援を行う。(平成25年度補正予算(案)において、平成25年度中に着工可能な施設について、復興の加速化を図るために一部前倒し)

2. 補助対象施設

- ◇特別養護老人ホーム
- ◇老人短期入所施設
- ◇介護老人保健施設
- ◇養護老人ホーム
- ◇軽費老人ホーム
- ◇訪問看護ステーション
- ◇老人デイサービスセンター
- ◇認知症高齢者グループホーム
- 等

3. 補助対象経費

介護施設の災害復旧事業に要する経費
(※災害復旧事業が1件につき80万円以上)

4. 交付先

都道府県、指定都市、中核市

5. 補助率の引上げ

- ◇ 激甚法指定による国庫補助率引上げ(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム)
- ◇ その他施設についても、国庫補助率の引上げ
 - 1/2 → 2/3に引上げ(例:認知症高齢者グループホームなど)
 - 1/3 → 1/2に引上げ(例:介護老人保健施設など)

(3) 介護職員等の応援事業について

福島県相双地域等^(※)においては、東京電力福島第一原発事故等の影響により、退職した高齢者施設の介護職員等の補充が進まず、人材確保が喫緊の課題となっていることから、福島県と協働で、福島県社会福祉協議会などの関係団体の協力を得て、「福島県相双地域等への介護職員等の応援事業」を平成24年6月から平成26年3月末までの応急的な対応として実施しているところである。

全国の事業者及び関係団体のご協力により、昨年12月末までに、全国から延べ326名の応援職員が福島県相双地域等の特別養護老人ホーム等で活躍されたところである。この応援活動に対し、現地施設からも感謝の声が寄せられており、ご協力いただいた法人・施設等の関係者、応援に入った職員の方々に深く謝意を表すものである。

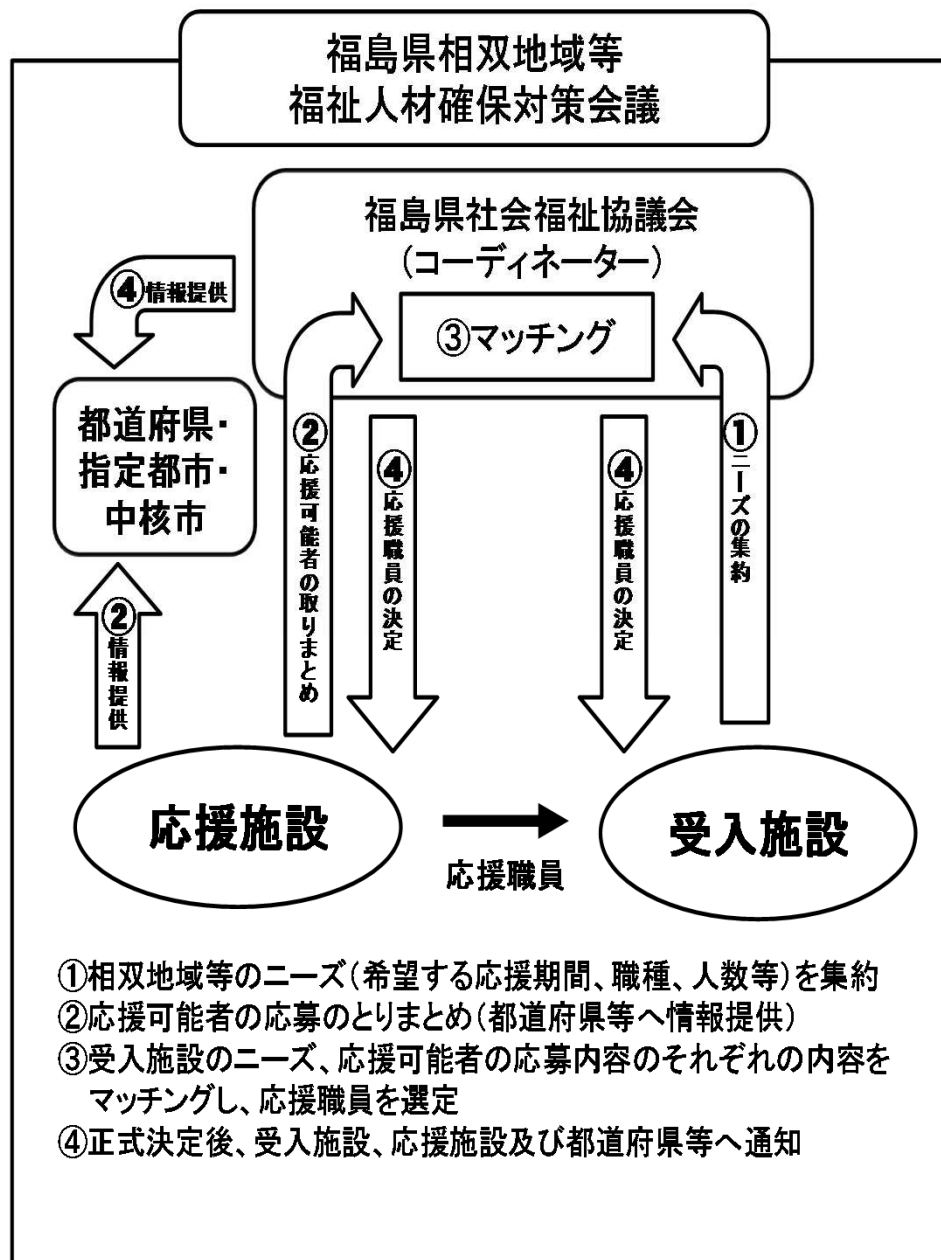
しかしながら、相双地域等では未だ複数の施設において介護職員等が不足している状況にあること等から、平成25年度までであった事業実施期間を1年延長し、平成26年度においても当該応援事業を引き続き実施することとしているので、管内市町村、介護保険事業者等への周知など、引き続きご協力をお願いしたい。

相双地域等 … 相馬市、南相馬市、新地町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村、いわき市、田村市の一部（旧緊急時避難準備区域に限る。）

福島県相双地域等への介護職員等の応援について

- 福島県相双地域等では、介護職員等の避難や離職により、特別養護老人ホーム等においてマンパワーが不足。
- このため、福島県と協働で、福島県社会福祉協議会などの関係団体の協力を得て、人材不足の解決に向けた検討の場として、「福島県相双地域等福祉人材確保対策会議」を設置。
- 平成24年5月31日にこの会議を開催し、雇用確保対策を基本としつつ、応急的な対応として、近隣自治体から応援職員を募集し、相双地域等の施設の運営を支援することを決定。同年6月4日付で、厚労省から地方自治体に対し、応援可能職員の募集を依頼(募集開始)。
- 福島県の調査(H24.9)によれば未だ人材不足が改善されていないことから、事業期間を1年間延長し平成26年3月31日までとすることとした。
また、応援先の対象地域を従来の相双地域、いわき市に加え、田村市の一部(旧緊急時避難準備区域)も対象とした。
(平成24年12月)
- 福島県の調査(H25.12)によれば未だ人材不足が改善されていないことから、事業期間を1年間延長し平成27年3月31日までとすることとした。(平成26年1月)
- 応援施設と受入施設の条件のマッチングの結果、
平成24年 6月から平成25年12月末までの 延べ応援人数は 326名
平成26年 1月から平成26年3月末までの 延べ応援人数は 50名(見込み) 合計 376名(見込み)

(参考) 福島県相双地域等への介護職員等の応援事業のイメージ



福島県相双地域等福祉人材確保対策会議
参加組織

福島県保健福祉部
福島県相双保健福祉事務所
福島県社会福祉協議会
福島県福祉人材センター
福島県社会福祉施設経営者協議会
福島県老人福祉施設協議会
福島県老人保健施設協会
全国社会福祉協議会
厚生労働省社会・援護局
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
厚生労働省老健局
厚生労働省東北厚生局
厚生労働省福島労働局

(4) 介護等のサポート拠点等について

ア 介護等のサポート拠点の継続について

東日本大震災により被災した地域の被災者生活支援を目的として、被災道県の介護基盤緊急整備等臨時特例基金の地域支え合い体制づくり事業分について、平成23年度第1次補正予算においては70億円を、平成23年度第3次補正予算においては90億円を、平成25年度予算においては23億円を積み増し、応急仮設住宅などに入居する高齢者などの日常生活を支えるため、総合相談支援や地域交流などの機能を有する「サポート拠点」の設置・運営等を推進している。

平成26年度予算（案）においては、サポート拠点の運営などに必要な経費について、引き続き財政支援を行うこととし、本事業の実施期限を延長（平成25年度末→平成26年度末まで）し、積み増しを行うため、15億円計上している。

被災県におかれては、みなし仮設住宅などに入居している要援護者等も含めて、引き続き必要な支援や取り組みを実施していただくようお願いする。

また、平成22年度補正予算で計上した当事業分については、東日本大震災の被災地以外への避難者の生活支援等に対応するため、被災者生活支援に係る事業以外の事業も含めて全都道府県について延長することとしているので、有効に活用していただきたい。なお、基金残高があるものの本事業の残高がない都道府県におかれては、地域支え合い体制づくり事業以外の事業との配分変更について、協議されたい。

併せて、被災地における地域包括ケアシステムの構築のためには、被災地の高齢者等に必要な支援が途切れることのないよう、復興のまちづくり計画策定時から、介護等のサポート拠点・住民・自治体・関係機関等と地域包括支援センターが連携をとり、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが重要である。

そのため、被災地の特殊事情に応じた生活ニーズを把握し、地域包括ケアのある復興のまちづくりを実現するために必要な経費については、本事業の活用が可能であるため検討していただきたい。

イ 被災地における地域包括ケアの実現について

被災自治体においては、被災者の生活再建の基礎となる災害公営住宅等への円滑

な移行が主要な課題の一つであると考えている。災害公営住宅等の整備に当たっては、ハードのみならず、生活、福祉、医療などの多様な側面を考慮し、地域包括ケアの視点をもって実施することが重要である。

そのため、災害公営住宅等の整備に併せて、地域包括支援センター、LSA（生活援助員）、介護サービス拠点、地域交流サロン等を効果的に配置し、これまで担ってきたサポート拠点の機能を継続させながら地域づくりを進めていくことにより、復興を契機として、将来の超高齢社会のモデルとなるよう、地域包括ケアの実現に努めていただくようお願いする。

従って、当事業における具体的な取組方策として、被災自治体は被災地域の復興のまちづくり計画策定時から、サポート拠点・住民・住宅部局・関係機関等と地域包括支援センターが地域包括ケアの考え方を共有して連携を図り、把握した被災地の特殊事情に応じた生活ニーズを計画に反映することが重要であり、そのための必要な経費については当事業の活用を検討していただきたい。

ウ 地域ケア会議の活用について

被災地の地域包括ケアシステムの構築に当たっては、介護や生活支援に関する地域住民のニーズや地域の課題を踏まえて復興のまちづくりに取り組むことが重要である。そのためには、

- ① 地域住民のニーズ把握、個別支援方針の検討・決定、サービス提供等（以下「個別支援」という。）を行うとともに、
- ② 個別支援を通じて明らかになる地域包括ケアシステム構築に当たっての課題や提言を行政やまちづくり協議会等が行うまちづくりへつなぐ

ことが必要であるが、このような機能は、現在、地域包括支援センターや市町村での取組が期待されている「地域ケア会議」の枠組を活用することも有効と考える。

復興のまちづくりに取り組む自治体においては、例えば、自治体のまちづくり担当部署やまちづくり協議会等も参加する地域ケア会議を開催することが非常に有益であるため、積極的な活用をお願いする。

2. 介護保険制度における指導監督について

ア 介護保険における指導監督業務の適切な実施について

(ア) 指導・監査指針に基づいた指導監督の実施等

介護保険における指導監督については、高齢者の尊厳を支えるよりよいケアの実現を目指し、事業者等のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とする「指導」と、指定基準違反や不正請求の事実内容について挙証資料等をもとに把握し、介護保険法第5章の各規定に定められた権限を適切に行使する「監査」とを明確に区分することとしており、各都道府県・指定都市・中核市においては、その趣旨に基づいて指導監督にあたっていただくとともに、管内市町村に十分周知いただき理解を促していただくようお願いする。

特に、指導監督業務については、社会保障審議会介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成22年11月30日）等において、自治体間での指導内容の差異等が指摘されているところである。

厚生労働省としては、これまでも、指導監督に係る専門的な知識の修得等を目的とした「介護保険指導監督中堅職員研修」の開催や、これまでに文書で発出した運営基準や介護報酬の解釈に関するQ&Aの体系的な整理、HP等による公開、実地指導マニュアルの改訂等を行ってきたところであり、今後も、各自治体との意見交換を行いつつ、こうした取組を進めていくこととしており、引き続き、協力を願いたい。

また、事業所に対する指定の効力停止及び指定の取消の行政処分を行う際には、聴聞等の行政処分にかかる手続きを行う前に、老健局総務課介護保険指導室へ必ず情報提供をしていただくよう引き続きお願いする。

(イ) 不正事案等における厳正な対応

介護サービス事業者の指定基準違反や介護報酬の不正請求、利用者への虐待行為等は、利用者に著しい不利益が生じるのみならず、介護保険制度全体の信頼を損なうことにもなるので、通報、苦情等により、指定基準違反や不正請求が疑われる情報があった場合には、関係部局とも協議の上、速やかに監査を実施し、その事実確認を行うとともに、不正が確認された場合には、指定の取消等厳正な対応をお願いする。

その際には、関係自治体、関係機関に対し、必要な情報提供等を行い、十分に連携を図っていただきたい。

イ 介護サービス事業者の業務管理体制に関する監督について

介護サービス事業者に義務付けられている業務管理体制の整備については、適正な介護事業運営が確保されるよう、事業者自ら適切な体制を整備し、改善を図っていくことが最も重要であるが、行政としても業務管理体制に関する監督を通じて、その取り組みに対する適切な助言並びに支援をお願いしたい。

(ア) 業務管理体制に関する届出の未済防止について

業務管理体制整備の届出は遅滞なく行うこととされている。このため、各自治体におかれては、新規参入事業者の届出や届出事項の変更に伴う届出の未済防止の観点から、新規指定申請時、指定更新時や集団指導等、事業者と接する機会を捉えて、制度の周知・届出の確認を行うなど、引き続き届出受理業務に遺漏のないようお願いしたい。

なお、一部の自治体においては、未届事業者の把握が不十分な状況も見受けられ、届出未済の事業者に対しては確認検査等の監督が不可能となることから、早急に未届事業者の把握等を行い、届出が必要な事業者に対する督促に努められたい。

(イ) 業務管理体制に関する確認検査について

業務管理体制の整備・運用状況を確認する一般検査は、事業者の業務管理体制の問題点について検証し、事業者が自ら業務管理体制の改善を図り法令等遵守に取り組むよう意識付けることを目的としており、各自治体におかれては、適切な検査手法・実施計画に基づき、事業者に対し定期的に検査が実施できるようお願いしたい。

また、介護サービス事業所の指定等取消処分相当事案が発生した場合には、当該事業者に対し特別検査を実施する必要があるが、実施の際は組織的関与の有無の検証にとどまらず、不正行為を未然に防止できなかった業務管理体制の不備の確認も適切に実施し、必要に応じ改善勧告等を行われたい。

なお、特別検査の実施の契機としては、結果的に指定等取消処分に至った事案に限らず、指定等効力停止処分の事案等、特に業務管理体制の整備・運用状況の不備に起因すると考えられる事案が発生した場合なども想定されるので、適時・適切な検査の実施をお願いしたい。

(ウ) 国に対する情報提供等について

介護サービス事業所の指定権者と事業者の業務管理体制監督権者が異なる場合、円滑に業務を遂行するため、国、都道府県及び市町村間の密接な連携がより一層必要になることから、情報共有や情報提供を実施されたい。

国（本省及び地方厚生局）が業務管理体制監督権者である事業者が運営する介護サービス事業所において指定等取消処分相当事案が発覚した場合には、速やかな情報提供とともに、特別検査の実施要請をしていただくようお願いする。

また、各自治体において特別検査を実施した場合には、速やかに老健局総務課介護保険指導室あて情報提供をしていただくよう引き続きお願いする。

ウ 適切な指導監督等の確保における実施体制の整備

一部の自治体においては、自治体の指導監督体制に比して所管する事業所数が多く、また、急な監査業務等のため、事業所に対する十分な指導がなされていないところもある。各自治体におかれては、サービスの質の確保・向上を図る観点からの適切な指導監督及び業務管理体制に関する監督業務が実施できるよう、必要な人員の配置や介護保険制度を熟知した担当者の配置及び指定都道府県事務受託法人制度の活用など、実施体制の整備について、引き続きご配慮願いたい。

エ 指導監督業務の事務・権限の移譲について

平成25年12月20日に「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」が閣議決定されたことにより、平成27年度から以下の事務・権限が移譲される予定である。

(ア) 地方厚生局から都道府県へ移譲される事務・権限

- ① 介護サービス事業者（介護サービス事業所が二以上の都道府県の 区域にわたる事業者）の業務管理体制の整備に関する監督
- ② 市町村（指定都市及び中核市を除く。）が行う介護サービス事業所 の指定及び指導監督等に関する指導

(イ) 都道府県から指定都市へ移譲される事務・権限

- ① 介護サービス事業者（全ての事業所等が一の指定都市の区域内に ある介護サービス事業者）の業務管理体制の報告の受理・命令等 （※中核市へは移譲されない）

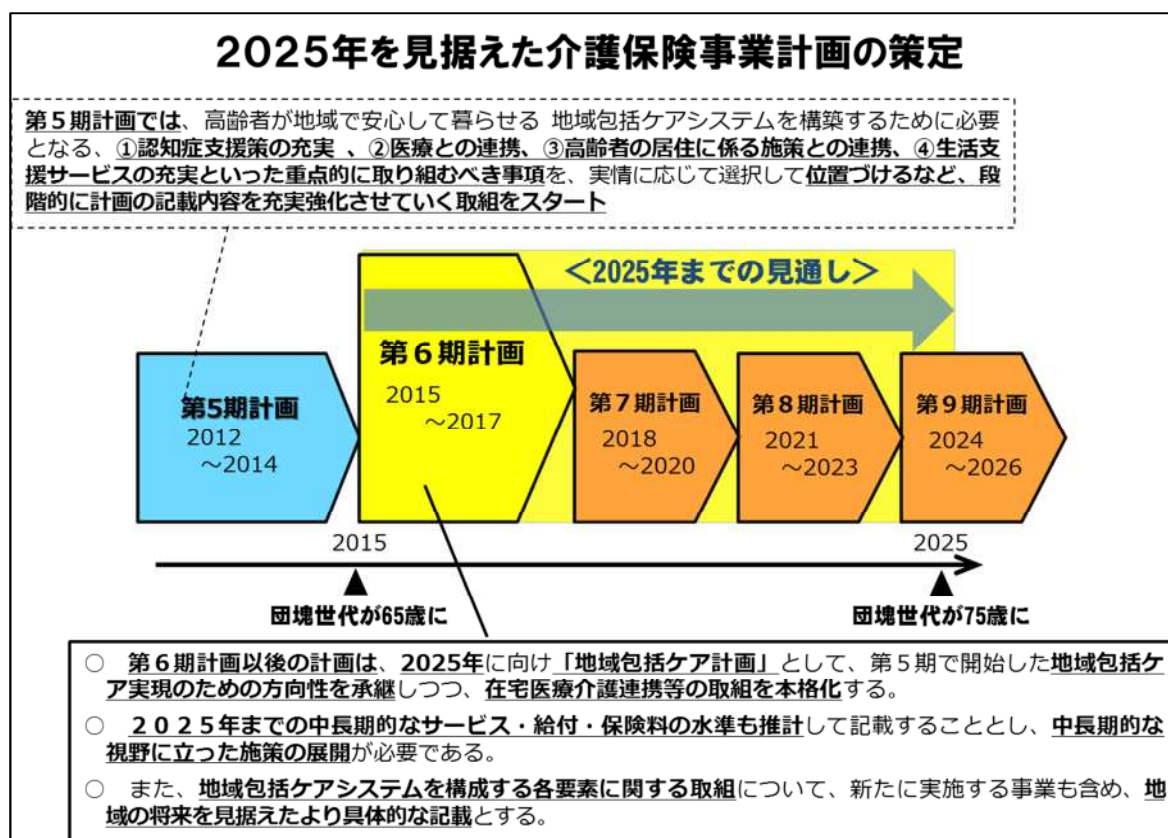
このため、各都道府県及び指定都市においては、必要な体制等の整備を図るとともに、円滑な事務の引き継ぎ等に協力いただきたい。

3. 第6期介護保険事業計画の策定準備について

(1) 第6期介護保険事業計画の策定準備

平成24年度からの第5期介護保険事業計画より、認知症施策、医療との連携、高齢者の居住に係る施策との連携、生活支援サービスといった地域包括ケアシステムの実現に必要な要素を記載する取組を推進しているところであるが、第6期以降の介護保険事業計画は、「団塊の世代」が75歳以上となる2025年に向けたいわば「地域包括ケア計画」として、これらの取組を発展させるとともに、在宅医療・介護連携の推進等の新しい地域支援事業や新しい総合事業に積極的に取り組み、市町村が主体となった地域づくり・まちづくりを本格化していく必要がある。

このため、まずは、計画策定の準備に当たり、各都道府県及び市町村の介護保険担当部局は、民生、保健医療、衛生、労働、住宅、地域振興等の関係部局と連携することができる体制を整備することが必要である。



このような点を踏まえた第6期介護保険事業計画の策定に向け、特にポイントとなる事項は、次のとおり。

ア 市町村介護保険事業計画

(2025年のサービス水準等の推計)

各保険者が計画期間中の給付費を推計して保険料を設定するだけでなく、2025年のサービス水準、給付費や保険料水準も推計し、市町村介護保険事業計画に記載し、中長期的な視点を持った施策への取組を推進する。

(医療連携・認知症・生活支援等)

地域包括ケアを構成する各要素に係る記載については、第5期介護保険事業支援計画でも多くの市町村において事業計画に位置づけられているが、その内容について、在宅医療連携拠点の機能、認知症への早期対応、生活支援に係るコーディネータの配置などが新たに地域支援事業として位置づけられることを踏まえ、こうした事業に係る実施方針を記載するなど、当面の方策と段階的な充実のための施策をより具体的に記載する。

なお、予防給付の見直しにより介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については第6期期間中に事業へ移行することから、平成29年4月までに新しい総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）を開始する必要があるため、多様なサービス主体の確保に努めるとともに移行の方法を検討し、計画的に移行する。

イ 都道府県介護保険事業支援計画

(医療連携)

介護保険事業支援計画は、医療計画との連携の密度を高めていくべきとされており、市町村介護保険事業計画に記載される在宅医療・介護連携拠点の機能が発揮できるよう、医療計画との調和も図りながら、必要な後方支援・広域調整などの都道府県として行う取組みを記載する。

(2025年の人材推計)

2025年を見据えた介護人材の確保策を進めるために、市町村介護保険事業計画で見込むサービス量を考慮して、各都道府県において必要となる計画期間中や2025年の介護人材等を推計して記載し、合わせて、上記推計を踏まえ、地域において地域包括ケアの体制構築を推進するために必要となる介護人材の確保・育成のための取組みを記載する。

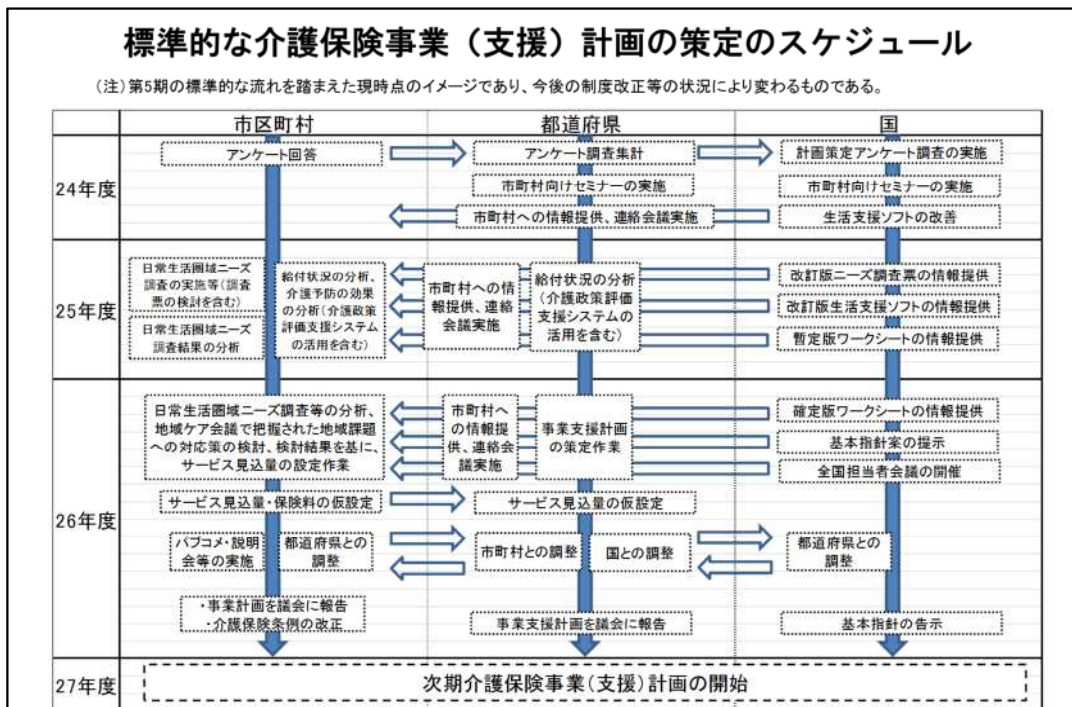
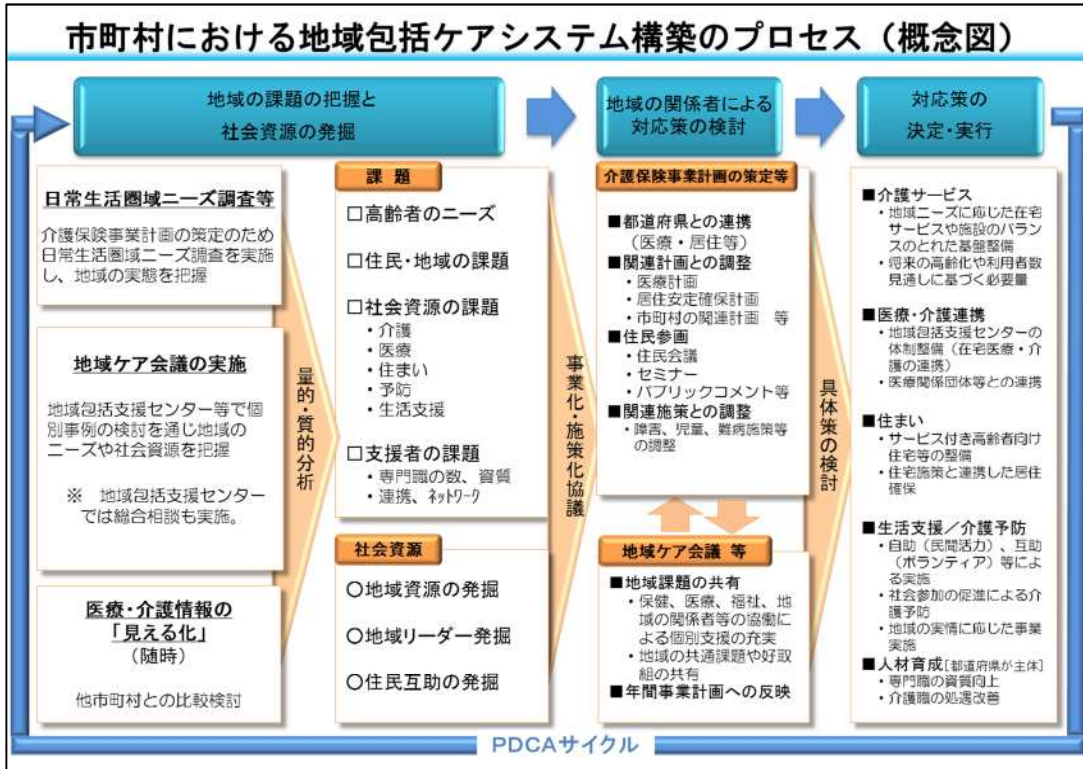
(広域的な調整等による支援)

特別養護老人ホームへの入所必要者の状況、療養病床の介護保険施設への転換予定に係る調査などを踏まえ、介護保険施設等の広域的な調整を市町村と行う。

また、高齢者居住安定確保計画との調和についても配慮する。

(2) 介護保険事業計画の策定の支援

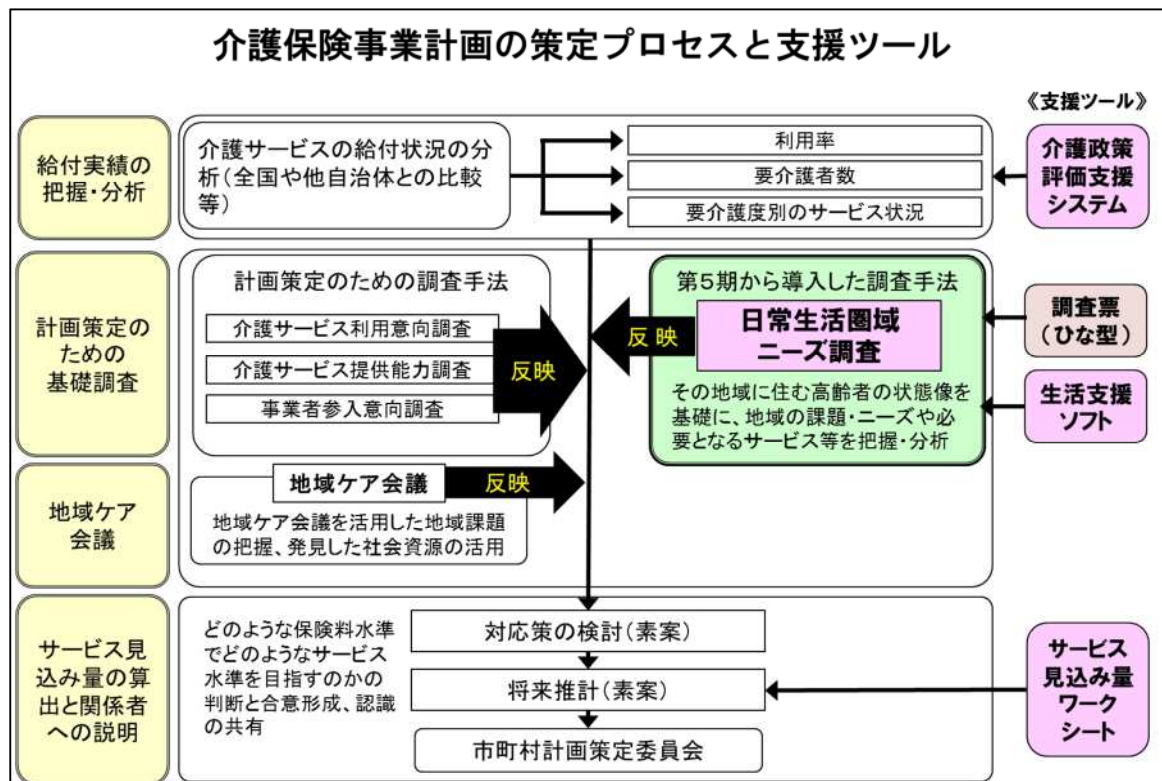
市町村介護保険事業計画については、今後、国が示す基本方針等も踏まえた計画決定・公表に至る平成26年度末頃にまでの間、様々な作業を進めていたが、計画策定に当たっては、給付実績の把握・分析、地域の高齢者の状況把握、地域ケア会議を活用した地域課題や社会資源の把握を行い、関係者により地域課題への対応策を検討し、計画に位置づけていくことが重要である。



このための支援の一つとして、平成25年7月に日常生活圏域ニーズ調査票例を提示し、その調査結果を集計する生活支援ソフトを平成25年12月に配布したところである。

同ソフトには、「平成25年度試行的見える化事業」を活用するため保険者が調査結果を介護保険総合データベースに簡易に送付するためのCSV出力機能を新たに付加しており、別途案内した「予防情報送信ソフト」により送信していただくことで、調査結果の他の保険者との比較が可能となるので、積極的な活用をお願いします。

なお、今後、第6期計画期間のみでなく、2025年のサービス見込量や保険料も推計する機能を追加した「(暫定版) 介護保険事業計画用ワークシート」を年度内に配布する予定であり、こうした支援ツールを活用しつつ、第6期における地域課題への対応策の検討やサービス見込量の推計を行い、第6期介護保険事業計画の策定を進めていただくようお願いする。



4. 介護給付の適正化について

- 介護給付の適正化を図ることにより、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な給付が削減されることは、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資するものである。
- 介護給付の適正化については、都道府県と保険者が一体となった戦略的な取組みを促進する観点から、平成19年6月にお示しした「介護給付適正化計画に関する指針」に基づき、各都道府県においてそれぞれの考え方及び目標等を定めた「介護給付適正化計画」を策定し、平成20年度から適正化事業の全国的な展開を図ってきた。
- 平成23年度以降の取組については、平成23年3月にお示しした「第2期（平成23年度～平成26年度）介護給付適正化計画に関する指針」に基づき、各都道府県において「第2期介護給付適正化計画」を策定し、都道府県、保険者の実情に応じて、効果的と思われる取組を優先した目標を設定する等により推進していただいているところであり、介護給付の適正化に向け更なる尽力をお願いする。
- なお、今後、国においては、新たに、「第3期（平成27年度～平成29年度）介護給付適正化計画に関する指針」を策定する方針であるが、策定にあたり、都道府県、保険者よりご意見等をいただくことも考えているので、その際は、ご協力をお願いしたい。

【参考】

全国の介護給付適正化に関する事業実施率

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度
適正化事業	99%	99%	100%
要介護認定の適正化 ※認定調査状況チェック及び直営化	94%	95%	95%
ケアマネジメント等の適切化			
※ケアプランの点検	65%	61%	63%
※住宅改修等の点検	84%	82%	82%
サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化			
※「医療情報との突合」・「縦覧点検」	78%	79%	84%
※介護給付費通知	68%	69%	70%

(注) ※の5事業を主要適正化事業という。

- また、予算や人員体制の確保が難しいこと等により、介護給付適正化事業の実施に至っていない保険者も存在することから、保険者が都道府県や国保連合会と連携し、介護給付の適正化に取り組んでいけるよう、平成23年度より、「介護給付適正化推進特別事業」を実施しているところであり、適正化の推進にあたっては、本事業の積極的な活用をお願いする。

【参考】

介護給付適正化推進特別事業の概要

(平成26年度予算額(案))

50,161千円

1. 目的

都道府県、保険者及び国保連が介護給付費の適正化関連事業の一層の推進を図るため、都道府県に助成して保険者支援を行うものである。

2. 事業内容

(1) 都道府県が行う保険者支援

- ① 保険者の適正化事業担当者に対して、国保連合会から職員を派遣し、システム活用に係る研修や実地支援等を行う。
- ② ケアプラン点検について、取組が進んでいない保険者の適正化事業担当者に対して「ケアプラン点検支援マニュアル」の研修等を行う。
- ③ ノウハウのある専門職員等を派遣し、具体的なケアプラン点検方法等に関する研修等を行う。

(2) 国保連のノウハウを活用した保険者支援

- ① 費用対効果が見込まれる縦覧点検・医療情報との突合の更なる推進を図るため、国保連合会と連携した取組を行う。
- ② 介護給付費通知について、国保連合会による通知作成・発送処理等を活用する。

(3) その他適正化効果があると考えられる事業

地域の実情を踏まえ、都道府県、保険者、国保連合会等が効率的・効果的な先駆的事业を行う。

3. 実施主体

都道府県

4. 負担割合

国10/10